

森町手話言語の推進に関する条例

言語は、お互いの気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものであり、知識を蓄え、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきました。

ろう者の言語は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する手話であり、これまで、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として手話を大切に育み、受け継いできました。

しかし、これまで手話を言語として使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることや周囲とのコミュニケーションを図ることに困難を強いられ、多くの不便や不安を感じながら生活を営んできました。

このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の改正により、手話が言語として位置付けられたことで、手話を必要とする人がいつでも自由に手話を使用できるよう、手話に対する町民の理解を深め、これを広く普及していくことが求められています。

ここに私たちは、手話が言語であるという認識に基づき、協働の精神をもって、手話の理解に努め、全ての町民がお互いを尊重し、心豊かに共生することができる地域社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、町の責務並びに町民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての町民が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に理解し、人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(町民等の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための町の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための町の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、第4条の規定に基づき、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話を使用しやすい環境の整備その他の必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。